

ES(社員満足度)向上による若手人材確保・定着事業 助成金支給要綱

令和5年4月26日付5東し企雇第450号
令和5年9月29日付5東し企雇第2496号
令和6年4月18日付5東し企雇第5370号
令和6年5月31日付6東し企雇第1010号
令和6年8月30日付6東し企雇第2114号
令和6年10月30日付6東し企雇第3221号
令和7年3月24日付6東し企雇第5530号

(目 的)

第1条 ES(社員満足度)向上による若手人材確保・定着事業助成金(以下「助成金」という。)は、若手人材の確保が困難な状況にある都内の中小企業等において、社員満足度の向上を目指す取組を実施するにあたり、その費用を助成すること等を通じて、若手人材の確保・定着を支援することを目的とする。

(通 則)

第2条 公益財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。)が実施する助成金の支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第3条 この要綱における定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等とは、次の各号の全てを満たす者をいう。

ア 次のいずれかに該当する者で、国又は自治体が出えん又は監理等する団体及びこれに準ずる団体以外の者

(ア) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者

(イ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定により設立された法人

(ウ) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 2 の「公益法人等」に該当する者。なお、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項で定める特定非営利活動法人を含むものとする。

ただし、次のいずれかを満たすものは除く。

- ① 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- ③ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
- ④ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体及び運営費の大半を公的機関から得ている法人等

(エ) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 3 の「協同組合等」に該当する者

(オ) 労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）に規定する労働者協同組合

イ 中小企業基本法第 2 条に規定する資本金の額、出資の総額、又は常時使用する従業員の数の要件を満たす者

- (2) 従業員とは、次条に規定する助成対象事業者と雇用契約を交わし、業務に従事する者をいう。
- (3) 常時使用する従業員とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする」従業員をいう。
- (4) 若手とは、35 歳未満の者をいう。
- (5) 支援申込とは、第 15 条に定める助成金の支給申請を行う前に、次条に定める助成金の支給対象とする事業者（以下「助成対象事業者」という。）が、次号に定める専門家派遣を受けるための申込のことをいう。
- (6) 専門家派遣とは、前号に定める支援申込を行った助成対象事業者に対して、財団が若手人材の採用・定着や社員満足度向上に関する取組等に知見のある専門家を派遣し、第 15 条に定める助成金の支給申請の際に財団に提出する取組計画書の作成等に関して個別具体的な指導・助言を行うことをいう。

（助成対象事業者の要件）

第4条 この要綱において、助成対象事業者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 都内に本社又は事業所があること。
- (2) 支援申込日時点、かつ、支給申請日時点において、中小企業等であること。
- (3) 支援申込日時点、かつ、支給申請日時点において、都内の本社又は事業所に勤務する常時使用する従業員であって、かつ雇用保険の被保険者である者を1名以上、6カ月以上継続して雇用していること。
- (4) 支援申込日時点において、常時使用する従業員の総数に占める常時使用する若手従業員の割合が30%以下であること。
- (5) 支援申込日から過去3年間の常時使用する若手従業員の合計採用数が、常時使用する従業員の総数の10%以下であること。
- (6) 支援申込日から過去1年以内に若手人材を含む求人活動を行っていること。
- (7) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- (8) 支援申込日の前日から起算して過去5年間、かつ、支給申請日の前日から起算して過去5年間に東京都（東京都が他の団体等に出えん・委託して実施するものを含む。）の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取消しを受けたことがないこと。または、当該不支給決定もしくは支給決定の取消しに係る支給申請に関与した者（法人の場合、代表者個人を含む。）ではないこと。
- (9) 支援申込日の前日から起算して過去5年間、かつ、支給申請日の前日から起算して過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (10) 労働関係法令について、次のアからキを全て満たしていること。
 - ア 労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。
 - イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
 - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること。

- エ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。
 - オ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。
 - カ 前記以外の労働関係法令について遵守していること。
 - キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置をとっていること。
- (11) 都税の未納がないこと。
 - (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
 - (13) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
 - (14) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
 - (15) 東京都及び東京都政策連携団体に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っていないこと。
 - (16) 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）又は私的整理手続中等、事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
 - (17) 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、財団理事長（以下、「理事長」という。）が適当でないと判断した場合は助成対象事業者から除外することができる。

（助成対象事業）

第5条 助成対象となる事業は、専門家派遣を受けて作成した取組計画に基づき、前条に定める助成対象事業者が行う以下の事業で、別表1に定める要件を満たすもの（以下「助成対象事業」という。）とする。

- (1) 住宅の借上げ
- (2) 食事等の提供

(3) 健康増進サービスの提供

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が適当でないと判断した場合は本助成金の対象外とすることができる。

(助成対象経費)

第6条 助成対象となる経費は、助成対象事業者が実施する助成対象事業において、助成対象事業者が支出する経費のうち、別表2に定めるものとする。

- 2 主な助成対象外経費は別表3に定めるとおりとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長が適当でないと判断した場合は本助成金の対象外とすることができる。

(助成額及び助成限度額)

第7条 助成率及び助成限度額は別表2のとおりとする。

- 2 助成対象事業ごとに算出した助成金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金支給要件)

第8条 助成金は、助成対象事業者が第5条第1項各号のうち、次条に定める取組期間に2つ以上の助成対象事業を実施した場合に、予算の範囲内において支給する。ただし、不測の事態等により、第5条第1項各号のうち2つ以上の助成対象事業を実施することが不可能又は著しく困難になったときは、助成対象事業者は、速やかに理事長に状況を書面で報告するものとし、理事長は、書面による報告があったときは、その内容を審査するものとする。

(助成対象期間及び助成金支給申請期間)

第9条 助成対象期間は、1年目の支給決定の日から起算して最長3年間とする。ただし、助成対象期間が1年を超えるときは、次項及び第3項に規定する助成金の支給申請を行い、かつその都度第16条第1項第1号但し書きに定める停止条件付支給決定を受けなければならない。なお、直近の支給決定の日から起算して最長1年を経過する日までの期間のことを取組期間という。

- 2 助成対象事業者は、助成対象期間が1年を超えるときは、1年目の取組期間終了日から起算して3カ月前から2カ月前までの間に2年目の支給申請を行わなければならない。
- 3 助成対象事業者は、助成対象期間が2年を超えるときは、前項の定めに基づ

づき2年目の支給申請を行うとともに、2年目の取組期間終了日から起算して3カ月前から2カ月前までの間に3年目の支給申請を行わなければならない。

（支援申込と審査）

第10条 支援申込を行おうとする事業者は、支援申込書（様式第1－1号）、事業所一覧（様式第1－2号）、誓約書（様式第1－3号）、従業員年代別構成比等一覧（様式第1－4号）を理事長へ提出しなければならない。

2 支援申込にあたっての提出方法等は、別途募集要項に定める。

3 理事長は、前2項の規定により支援申込があった場合は、その内容を審査の上、次の各号のとおり支援決定通知又は支援非該当決定通知を行う。

（1） 審査の上、助成対象事業者の要件を満たしていると認められるときは、速やかに支援決定を行い、支援決定通知書（様式第2－1号）により当該事業者（以下「支援決定事業者」という。）に通知する。

（2） 審査の上、助成対象事業者の要件を満たしていると認められないときは、速やかに支援非該当決定を行い、支援非該当決定通知書（様式第2－2号）により当該事業者に通知する。

4 前項第1号により支援決定を受けた支援決定事業者は、次条第3項又は第13条第3項に該当する場合を除き、支援申込を再度行うことはできない。

（支援申込の取下げ）

第11条 支援申込を行った事業者は、支援申込後に本助成金への支援申込を取り下げようとするときは、遅滞なく支援申込取下げ書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

2 支援申込の取下げをすることができる期間（以下「支援申込取下げ可能期間」という。）は、第12条に定める専門家派遣の初回の1週間前までとする。

3 支援申込の取下げがあった場合、支援申込を行わなかったものとみなす。

（専門家派遣の実施）

第12条 支援決定事業者は、支給申請の前に、最大3回まで財団が実施する専門家派遣を受けなければならない。なお、支援決定事業者は、専門家派遣終了後、第15条第2項に定める取組計画書を作成し、当該専門家からの了承を得なければならない。

2 専門家派遣は原則として第10条第3項第1号の支援決定日から起算して

4 カ月以内に完了しなければならず、当該期間内に完了しない場合には専門家派遣を中止したものとみなす。ただし、支援決定事業者の責めに帰さない事由による場合を除く。

3 当該専門家派遣の実施方法及び実施期間は、別途募集要項に定める。

（専門家派遣の中止）

第 13 条 支援決定事業者は、第 11 条第 2 項に定める支援申込取下げ可能期間経過後に専門家派遣を中止する場合は、速やかに財団に連絡し、専門家派遣中止届出書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

2 前項により専門家派遣を中止した場合、原則として、再度の支援申込及び支給申請はできないものとする。ただし、やむを得ない理由による場合を除く。

3 前項但し書きにより専門家派遣を中止した場合は、専門家派遣中止届出書を財団が受領した日から 1 年間は、再度の支援申込及び支給申請はできないものとする。

（支援決定の取消し）

第 14 条 理事長は、支援決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の支援決定を取り消す。

- （1） 偽りその他不正の手段により支援申込を行ったとき
- （2） 支援決定の内容又はこれに付した条件そのほか法令等に違反したとき
- （3） 廃業及び倒産等により助成対象事業の実施が客観的に不可能になったとき
- （4） 第 4 条に定める助成対象事業者の要件に該当しない事実が判明したとき

（取組計画の提出及び助成金支給申請）

第 15 条 専門家派遣を完了した支援決定事業者が助成金の支給申請を行おうとするときは、第 12 条に定める専門家派遣の最終回が終了した日から 2 カ月以内に支給申請を行わなければならない。なお、当該期間内に支給申請が行われない場合には、支給申請を辞退したものとみなし、以後支給申請はできないものとする。

2 支給申請を行おうとする支援決定事業者は、支給申請書（様式第 5－1 号）、経費明細（様式第 5－1 号別紙）、専門家の助言をふまえた取組計画書（様式

第 5 - 2 号)、誓約書 (様式第 5 - 3 号) を作成し、理事長に提出しなければならない。

- 3 支給申請にあたっての提出方法等は、別途募集要項に定める。
- 4 第 9 条第 1 項但し書きに係る助成対象期間が 1 年を超える支援決定事業者 (以下「1 年超支援決定事業者」という。) は、同条第 2 項又は第 3 項の規定に従い、その年の都度支給申請を行わなければならない。この支給申請においては、支給申請書 (様式第 5 - 1 号)、経費明細 (様式第 5 - 1 号別紙)、取組計画書 (様式第 5 - 2 号)、誓約書 (様式第 5 - 3 号)、事業所一覧 (様式第 1 - 2 号) 及び別途募集要項に定める書類をその都度提出しなければならない。
- 5 第 9 条第 2 項又は同条第 3 項の規定による支給申請を除き、支給申請は、1 支援決定事業者につき 1 回限りとする。

(支給決定)

第 16 条 理事長は、前条の規定により支援決定事業者から支給申請があった場合は、その内容を審査の上、次の各号のとおり支給決定又は不支給決定を行う。

- (1) 審査の上、適当と認められるときは、速やかに支給決定を行い、支給決定通知書 (様式第 6 - 1 号) により、当該支給決定の内容及びこれに付した条件について、支援決定事業者に通知する。ただし、第 9 条第 2 項又は同条第 3 項の規定による支給申請に係る支給決定については、次項に定める停止条件を付した停止条件付支給決定通知書 (様式第 6 - 2 号) により、前条第 4 項に規定する 1 年超支援決定事業者に通知する。
- (2) 審査の上、適当と認められないときは、速やかに不支給決定を行い、不支給決定通知書 (様式第 6 - 3 号) により、当該不支給決定の内容及び理由について、当該事業者に通知する。
- 2 前項第 1 号但し書きに定める支給決定は、前年度に支給決定した本助成金について第 21 条に定める実績報告が適正に行われ、かつ当該実績報告に係る助成対象事業の成果が支給決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについての審査等を経て、適合すると認められ、第 22 条に定める助成金の額の確定がなされることを停止条件とする。
- 3 理事長は、支給決定に際して、必要な条件を付することができる。

(支給申請の取下げ)

第17条 支援決定事業者は、前条の規定による支給決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があり、本助成金の支給申請を取り下げようとするときは、支給決定の通知を受けた日から14日以内に、支給申請取下げ書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

2 支援決定事業者が、前項に定めるほか、支給申請後に申請を取り下げようとするときは、前条の規定による支給決定の前に遅滞なく、支給申請取下げ書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

（取組計画等の変更）

第18条 第16条第1項第1号の支給決定を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書（様式第8-1号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。なお、支給決定額の増額を伴う変更申請は、支給決定日から起算して1年間に付き1回限りとし、詳細は別途募集要項に定める。

2 理事長は、前項の変更申請書が提出された場合には、変更の内容に応じて、再度専門家派遣を受けるよう助成事業者に命じることができ、助成事業者はこれに応じなければならない。

3 理事長は、第1項により変更申請書が提出された場合において、内容を審査し、変更承認通知書（様式第8-2号）又は変更不承認通知書（様式第8-3号）により、当該助成事業者に通知する。その際、理事長は、必要に応じて条件を付す、又は変更内容を修正することができるものとする。

4 前項の変更承認の効力は、変更承認日以降に生じることとし、変更承認日より前に契約し、取得又は利用した経費については変更承認の効力は及ばない。

5 支援決定事業者及び助成事業者は、事業者の名称、所在地、代表者を変更したときは、変更届出書（様式第8-4号）により理事長に速やかに届け出なければならない。

6 第1項及び前項の具体的な内容及び提出書類については、別途募集要項に定める。

（取組計画の中止等）

第19条 助成事業者は、取組計画を全て中止しようとする場合は、中止届出書（様式第9号）を速やかに理事長に提出しなければならない。

- 2 前項により取組計画を中止する場合、再度の支給申請はできないものとする。

(調査等)

第20条 理事長は、支援決定事業者及び助成事業者に対し、支援申込の内容、専門家派遣の実施状況並びに取組計画の実施状況及び経費の収支等に関する調査を行い、又は報告を求めることができる。

- 2 支援決定事業者及び助成事業者は、前項の規定に基づき調査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

(実績報告)

第21条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、先に到来した日から1カ月以内に実績報告書(様式第10-1号)、経費明細(精算書)(様式第10-1号別紙)及び取組結果報告書(様式第10-2号)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 支給決定の日から起算して1年を経過するとき
- (2) 助成対象期間が終了したとき
- (3) 助成対象事業が完了したとき

- 2 当該実績報告にあたっての提出書類、提出方法及び提出期限は、別途募集要項に定める。

(助成金の額の確定)

第22条 理事長は、前条により実績報告を受けた場合は、当該報告に係る助成対象事業の成果が支給決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適合すると認めたときは、支給すべき助成金の額を確定し、助成額確定通知書(様式第11号)により、当該助成事業者速やかに通知する。

(是正のための措置)

第23条 理事長は、第20条の調査等又は前条の審査により、助成対象事業の成果等が支給決定の内容及びこれに付した条件等に適合しないときは、当該助成事業者に対して、これに適合させるための措置を命じることができる。

(助成金の支払)

第 2 4 条 助成事業者は、第 2 2 条の規定による額の確定通知を受けた場合において、助成金の支払を受けようとするときは、助成金請求書兼口座振替依頼書（様式第 1 2 号）のほか、別途募集要項に定める書類を速やかに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により助成金の支払の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

（支給決定の取消し）

第 2 5 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は支給決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。なお、不正の内容、助成事業者及びこれに協力した関係者等について公表を行うことがある。

（1） 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき、又は受けようとしたとき。

（2） 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

（3） 廃業及び倒産等により助成対象事業の実施が客観的に不可能になったとき。

（4） 助成事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき、又はその他この要綱に定める支給要件を満たさないことが判明したとき。

（5） 指定した期日までに実績報告を提出しなかったとき。

（6） その他の助成金等の支給決定の内容若しくはこれに付した条件、その他の法令又はこの要綱等に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第 2 2 条により支給すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 理事長は、第 1 項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を助成事業者に通知する。

（助成金の返還）

第 2 6 条 理事長は、前条の規定により助成金の全部または一部の支給決定を取り消した場合において、既に助成事業者に助成金が支払われているときは、期限を付してその返還を命じることができる。

2 前項の助成金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して 2 0 日

以内とし、返還に係る手続は、所定の納付書によりその期日及び場所を指定して行う。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第27条 理事長が第25条の規定により助成金の支給決定を取り消した場合において、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成事業者は、当該命令にかかる助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 理事長が助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、助成事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 第1項及び前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第28条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第29条 第27条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第30条 助成事業者は、助成対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を全ての助成対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

（取得財産の管理）

第 3 1 条 助成事業者は、助成対象事業により取得し、又は効用が増した財産（以下「取得財産」という。）を適切に管理し、助成対象事業の完了後も、助成金の支給の目的に従いその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適正な会計処理を行わなければならない。

（財産の処分の制限）

第 3 2 条 助成事業者は、取得財産について、助成対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 1 0 年を経過する日までに処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄をいう。）しようとする（以下、「取得財産の処分」という。）ときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 1 3 号）による申請により理事長の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産が、取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円未満のもの、又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数を経過したものについてはこの限りではない。

2 理事長は、前項の規定により承認した取得財産の処分により助成事業者が収入を得たときは、その収入の全部または一部を財団に納付させることができる。

（債権譲渡の禁止）

第 3 3 条 助成事業者は、第 1 6 条の支給決定によって生じる権利の全部又は一部を理事長の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

（重複受給の禁止）

第 3 4 条 本助成金は、第 5 条第 1 項各号に定める助成対象事業について、国又は地方自治体が実施するもの（他の団体等に委託して実施するものを含む）との重複受給はできない。

（非常災害の場合の措置）

第 3 5 条 非常災害等の被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

（J グランツによる電子申請等）

第36条 次の各号に掲げる助成金に係る手続及び事務については、J グランツを使用する方法により行うことができる。

- (1) 第10条第1項の規定に基づく支援申込
- (2) 第10条第3項の規定に基づく支援申込の支援決定又は支援非該当決定に係る通知
- (3) 第11条の規定に基づく支援申込の取下げ
- (4) 第13条の規定に基づく専門家派遣中止の届出
- (5) 第15条の規定に基づく支給申請
- (6) 第16条の規定に基づく助成金の支給決定又は不支給決定に係る通知
- (7) 第17条の規定に基づく支給申請の取下げ
- (8) 第18条第1項の規定に基づく取組計画等の変更申請
- (9) 第18条第3項の規定に基づく変更承認又は変更不承認に係る通知
- (10) 第18条第5項の規定に基づく変更の届出
- (11) 第19条の規定に基づく取組計画の中止の届出
- (12) 第21条の規定に基づく実績報告
- (13) 第22条の規定に基づく助成金の額の確定に係る通知
- (14) 第24条の規定に基づく助成金の支払の請求

2 J グランツを使用する方法その他当該手続等において定めのない事項については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第37条 助成金の支給に関するその他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月5日から施行する。
- 2 改正後の様式第5-1号「支給申請書」、様式第5-4号「同意書」、並びに様式第5-2号「取組計画書」別紙1-2及び別紙1-3については、令和5年8月9日以前に支援決定を受けた助成対象事業者は、改正前の様式により1年目の支給申請を行うことも差し支えないものとする。
- 3 改正後の様式第1-1号「支援申込書」については、附則第1項の施行

日以前に事前エントリーを通過した助成対象事業者は、改正前の様式により支援申込を行うことも差し支えないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月18日から施行する。
- 2 改正後の様式第5-1号「支給申請書」、様式第5-2号「取組計画書」、様式第5-2号「取組計画書」別紙1-1から別紙1-3まで、様式第5-3号「誓約書」及び様式第5-4号「同意書」については、令和6年1月10日以前に支援決定を受けた助成対象事業者は、改正前の様式により1年目の支給申請を行うことも差し支えないものとする。
- 3 改正後の別表1、別表3及び別表4は、令和6年4月18日以前に支給決定を受けた助成事業者にも適用されるものとする。これにより様式第5-2号「取組計画書」、様式第5-2号「取組計画書」別紙1-1を変更する助成事業者は、第19条第1項に基づく変更申請を行わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月30日から施行する。
- 2 第9条第2項について、令和6年8月29日以前に支給決定した助成事業者が、2年目の支給申請を行う場合は、なお従前の例による。
- 3 別表1及び別表3について、令和6年8月29日以前に支給決定された1年目の助成対象事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月17日から施行する。